

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療保険料の計算方法と支払方法についてお知らせします。

◆ 保険料の計算方法

後期高齢者医療保険料の計算方法が次のとおり変更となります。

— = 変更箇所

均等割 【1人当たり保険料】 <u>52,953円</u>	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 <u>(令和5年中の所得 - 最大43万円) × 11.79%</u> [激変緩和措置の所得割率] <u>10.92%</u>	=	1年間の保険料 <u>限度額80万円</u> (100円未満切捨) [激変緩和措置の賦課限度額] <u>73万円</u>
-------------------------------------	---	--	---	--

※ 均等割と所得割の基となる保険料率は、令和6年度および令和7年度のもので
(保険料率については、2年に1度見直しをすることと法律で定められています)

- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

◆ 保険料の支払方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。(申し出により「口座振替」も可能)

ただし、次の(1)~(3)のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりませんので、「納付書」または「口座振替」でお納めください。

- (1) 介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金額が年額18万円未満の方)
- (2) 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分以上を超える方
- (3) 新たに制度に加入された方の半年の期間

※ 社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます

◆ 保険料の減免

保険料の支払いが困難な場合は、役場(福祉課国保医療年金係)へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な場合は、減免を受けられる場合があります。

📞 お問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
福祉課国保医療年金係 ☎ 68-7004(課直通)